

## 「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行										
<p>1～2 (略)</p> <p>3 国庫補助基準 (1) (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合 平成17年10月5日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」別表3に定める「就労・訓練事業等整備加算」を適用する。</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" data-bbox="210 663 804 962"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設 備 品 目</th> <th>国庫補助基準額</th> </tr> <tr> <th>ア 間接</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産設備</td> <td>15,100千円</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 品 目	国庫補助基準額	ア 間接	生産設備	15,100千円	<p>1～2 (略)</p> <p>3 国庫補助基準 (1) (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合 平成17年10月5日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」別表3に定める「就労・訓練事業等整備加算」を適用する。</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" data-bbox="1160 663 1753 962"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設 備 品 目</th> <th>国庫補助基準額</th> </tr> <tr> <th>ア 間接</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産設備</td> <td>14,100千円</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 品 目	国庫補助基準額	ア 間接	生産設備	14,100千円
設 備 品 目		国庫補助基準額									
	ア 間接										
生産設備	15,100千円										
設 備 品 目	国庫補助基準額										
	ア 間接										
生産設備	14,100千円										